

住居表示の実施による

会社・法人などの変更登記の手引

目 次

- まえがき 1 ページ
- どんな場合に変更手続きが必要か 1 ページ
- 登記期間 1 ページ
- 変更登記をしなかったら 1 ページ
- 本店の所在地の表示が変更になった場合 2 ページ
- 支店の所在地の表示が変更になった場合 3 ページ
- 代表者等の住所の表示が変更になった場合 4 ページ
- 会社等が所有する不動産の名義人の住所変更は 5 ページ
- 変更登記申請書の記載例
 - ① 本店の所在地変更をする場合の例 6 ページ
 - ② 代表取締役の住所変更をする場合の例 7 ページ
- 委任状の作成例 8 ページ

まえがき

住居表示が実施されますと、その区域内の会社、法人、組合（以下「会社等」という）の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地や、代表者等の住所が変更されます。該当者は管轄の法務局に対し、変更登記の手続きをしていただく必要がありますので、お手数ですがこの手引きを参照の上、すみやかに変更登記の手続きをされますようお願いいたします。

なお、登録免許税については、登記申請の際、住居表示通知書（市から配付されたもの）、または住居表示変更証明書（実施日以降に市役所市民課にて無料で発行します）のいずれかを添付すれば、免除されます。

- ※ 本書では、会社・法人等の変更登記の手続きについてご説明いたします。貴社が該当する項目をご覧ください、手続きの参考としてください。
- ※ 法人・組合等の方は、本文中の用語を以下のように読み替えてご参照ください。
 - 「本店」→「主たる事務所」
 - 「支店」→「従たる事務所」
 - 「代表取締役」→「代表理事」等

どんな場合に変更手続きが必要か

- (1) 会社等の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地の表示が変更になった場合は手続きが必要となります。
- (2) 株式会社の代表取締役及び特例有限会社の取締役、監査役、合名会社又は合資会社の社員、合同会社の代表社員、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人及び公益財団法人の理事、各種法人・組合等の代表者などの住所の表示が変更になった場合は手続きが必要となります。
- (3) 所在地の表示が変更になった会社等が、土地・建物等の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を有している場合は手続きが必要となります。

登記期間

上記に該当する場合は、下記のとおり期間内に変更登記の手続きを行う必要があります。

◎本店（主たる事務所）での変更登記…… 住居表示実施日から2週間以内

◎支店（従たる事務所）での変更登記…… 住居表示実施日から3週間以内

（遅れた場合、過料に処されることがあります。）

変更登記をしなかったら

本店の場合で、変更登記をしないでおくと、登記簿上の本店の表示が旧表示のままなので、新しい表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

本店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住居表示通知書または住居表示変更証明書を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）します。

また、支店登記がされており、かつ、その管轄法務局が本店を管轄する法務局と異なる場合は、本店所在地の管轄法務局での変更登記完了後に、本店での変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書※」の交付を受け、これを「変更登記申請書」に添付したうえで、支店を管轄する法務局にも申請（郵送でも可）します。

ただし、申請書の添付情報に本店における会社法人等番号を記載した場合は「履歴事項証明書」の添付は必要ありません。（商業登記法第19条の3）

なお、会社法人等番号の確認方法は登記事項証明書の取得等により確認できます。電話での照会はできませんので、ご注意ください。

※履歴事項証明書の交付は有料です。

(記載例) 履歴事項証明書 添付省略

(会社法人等番号 0900-01-111111)

(2) 参考例

例1：支店がない会社の場合の例

富士吉田市新屋・上吉田〇〇〇〇番地にある「株式会社〇〇〇」の所在地の表示が、富士吉田市新屋〇丁目〇番〇号に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- | | | |
|----------|---------------------|----|
| ① 必要書類 | 変更登記申請書 | 1通 |
| | 住居表示通知書または住居表示変更証明書 | 1通 |
| ② 申請人 | 代表取締役 | |
| ③ 登記期間 | 2週間以内 | |
| ④ 申請書提出先 | 甲府地方法務局登記部門（郵送でも可） | |

例2：支店がある会社の場合の例（県内に本店があり、県外に支店がある場合）

富士吉田市新屋・上吉田〇〇〇〇番地にある「株式会社〇〇〇本店」の所在地の表示が、富士吉田市新屋〇丁目〇番〇号に変更になり、東京都世田谷区××〇丁目〇番〇号に「株式会社〇〇〇 世田谷支店」の登記がされている場合の手続きは次のとおりです。

<本店の所在地で行う登記>

前記(2)例1の手続きのとおりです。

なお、本店所在地での登記完了後に「履歴事項証明書」の交付を、支店を管轄する法務局の数だけ受けます。

<支店の所在地で行う登記>

- | | | |
|----------|-----------------------------|----|
| ① 必要書類 | 変更登記申請書 | 1通 |
| | 履歴事項証明書（本店での変更登記をしたことを証します） | 1通 |
| ② 申請人 | 代表取締役 | |
| ③ 登記期間 | 3週間以内 | |
| ④ 申請書提出先 | 東京法務局 世田谷出張所（郵送でも可） | |

支店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手 続

まず、「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住居表示通知書または住居表示変更証明書を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）します。

次に、本店所在地の管轄法務局での変更登記完了後に、本店での変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書※」の交付を受けます。ただし、登記申請書に会社法人等番号を記載した場合は、履歴事項証明書の添付は不要です。

最後に、前述の履歴事項証明書を「変更登記申請書」に添付したうえで、支店を管轄する法務局にも申請（郵送でも可）します。なお、会社法人等番号の記載方法は次のとおりです。

※履歴事項証明書の交付は有料です。

(記載例) 履歴事項証明書 添付省略

(会社法人等番号 0900-01-111111)

(2) 参考例（県外に本店があり、県内に支店がある場合）

東京都世田谷区××丁目×番×号に本店がある「株式会社□□□ 富士吉田支店」の所在地の表示が、富士吉田市新屋・上吉田○○○○番地から富士吉田市新屋○丁目○番○号に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

<本店の所在地で行う登記>

- ① 必要書類 変更登記申請書…………… 1通
住居表示通知書または住居表示変更証明書…………… 1通
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 2週間以内
- ④ 申請書提出先 東京法務局 世田谷出張所（郵送でも可）

※ なお、本店所在地での登記完了後に「履歴事項証明書」の交付を受けます。

<支店の所在地で行う登記>

- ① 必要書類 変更登記申請書…………… 1通
履歴事項証明書（本店での変更登記をしたことを証します）… 1通
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 3週間以内
- ④ 申請書提出先 甲府地方法務局（郵送でも可）

代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住所が変わった代表者等の住居表示通知書または住居表示変更証明書を添付して、本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）します。

(2) 参考例

大月市××□□□番地に本店がある、「株式会社□□□」の代表取締役「法務 太郎」さんの住所の表示が、富士吉田市新屋・上吉田○○○○番地から富士吉田市新屋○丁目○番○号に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

<本店の所在地で行う登記>

- ① 必 要 書 類 変更登記申請書 …………… 1 通
住居表示通知書または住居表示変更証明書…………… 1 通
 - ② 申 請 人 代表取締役
 - ③ 登 記 期 間 2 週間以内
 - ④ 申請書提出先 甲府地方法務局登記部門（郵送でも可）
- ※ 本店所在地を管轄する法務局へ提出します。

※ 1：山梨県内にある商業・法人登記の管轄法務局は「甲府地方法務局（本局）」です。
また、富士吉田市、富士河口湖町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、西桂町にある不動産登記の管轄法務局は「甲府地方法務局 吉田出張所」です。
（その他地域の管轄については、法務局まで直接お問い合わせください。）

会社等所有の不動産の名義人住所の変更は

注意事項

この手続きを行う場合は、必ず、会社等の所在地の変更登記を先に済ませてから手続きを行う必要がありますので、ご注意ください。

(1) 手 続

不動産の「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に必要事項を記載して、不動産所在地を管轄する法務局に申請します。

なお、不動産所在地を管轄する法務局の管轄内に本店、支店等※₁がない場合は、本店所在地で変更登記を済ませたことを証する「履歴事項証明書※₂」の交付を受け、「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に添付して不動産所在地を管轄する法務局に申請します。

※₁：山梨県内にある商業・法人登記の管轄法務局は「甲府地方法務局（本局）」です。
また、富士吉田市、富士河口湖町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、西桂町にある不動産登記の管轄法務局は「甲府地方法務局 吉田出張所」です。
（その他地域の管轄については、法務局まで直接お問い合わせください。）

※₂：履歴事項証明書の交付は有料です。
ただし、登記申請書に会社法人等番号を記載した場合は、履歴事項証明書の添付は不要です。

(2) 参考例

富士吉田市新屋・上吉田〇〇〇〇番地にある「株式会社〇〇〇本店」の所在地の表示が、富士吉田市新屋〇丁目〇番〇号に変更になり、この会社が富士吉田市内の土地・建物を所有している場合の手続きは次のとおりです。

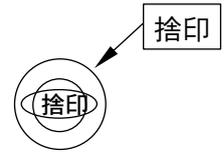
※ まず、会社等の所在地変更登記を先に済ませてから、以下の手続きをしてください。

- | | |
|----------|--|
| ① 必要書類 | 不動産の所有権登記名義人住所変更登記申請書…………… 1通
履歴事項証明書（本店での変更登記をしたことを証します）… 1通 |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 期間の定めはないので、必要の際、申請します。 |
| ④ 申請書提出先 | 甲府地方法務局 吉田出張所（郵送でも可） |

別紙の「しおり」も併せてご覧ください。

不動産の所有権登記名義人の住所変更については、別冊の「住居表示のご案内（手続きのしおり）」に申請書の記載例などを掲載しておりますので、そちらもあわせてご覧ください。

変更登記申請書の記載例
 ～①本店の所在地変更をする場合の例～



会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0900-〇〇-〇〇〇〇〇〇

フリガナ 〇〇〇〇〇〇

1. 商号 株式会社 〇〇〇

1. 本店 山梨県 富士吉田市新屋・上吉田〇〇〇〇番地

1. 支店

変更申請しない項目は削除

変更前の所在地

1. 登記の事由

~~代表取締役・取締役・監査役~~の住所変更
 本店・支店の変更

1. 登記すべき事項

~~令和3年11月8日 住居表示の実施による~~

~~代表取締役、取締役、監査役の住所変更
 山梨県富士吉田市 丁目 番 号~~

令和3年11月8日住居表示の実施による
 本店・支店の変更

変更後の所在地

山梨県 富士吉田市新屋〇丁目 〇番 〇号

変更申請しない項目は削除

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

登記事項の原因が住居表示であることを
 証明する書類として証明書を添付

1. 添付書類

住居表示通知書または住居表示変更証明書 1通
 委任状 通

本人申請の場合は削除

上記のとおり、登記の申請をします。

申請日 令和 〇年 〇月 〇日

変更後の所在地

申請人 本店 山梨県 富士吉田市新屋〇丁目 〇番 〇号

不要な項目は削除

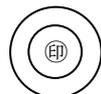
商号 株式会社〇〇〇

~~代表取締役~~ 住所 山梨県 都留市 ×× 〇〇〇〇番地〇

~~取締役~~

本人申請の場合は削除

氏名 法務 太郎



法務局に届出している印鑑

~~申請代理人~~ 住所

~~氏名~~

連絡先電話番号

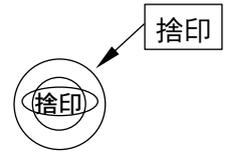
甲府地方 法務局

御中

提出先の法務局名

※山梨県内の会社・法人の場合は、甲府地方法務局(本局)が管轄となります。

変更登記申請書の記載例
 ～②代表取締役の住所変更をする場合の例～



会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0900-00-0000000

フリガナ 0000000

1. 商号 株式会社 □□□

1. 本店 山梨県 大月市 ×× □□□□番地

1. 支店

変更申請しない項目は削除

1. 登記の事由 ~~代表取締役・取締役・監査役~~ の住所変更
~~本店・支店~~ の変更

1. 登記すべき事項 令和3年11月8日 住居表示の実施による

変更申請しない項目は削除

~~代表取締役~~ **法務 太郎**、~~取締役~~、~~監査役~~ の住所変更

住所変更する役員の役職・氏名

山梨県 富士吉田市 **新屋○丁目** ○番 ○号

変更後の住所

~~令和3年11月8日 住居表示の実施による~~
~~本店・支店~~ の変更

変更申請しない項目は削除

~~山梨県富士吉田市~~ ~~丁目~~ ~~番~~ ~~号~~

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

登記事項の原因が住居表示であることを
 証明する書類として証明書を添付

1. 添付書類 住居表示通知書または住居表示変更証明書 1通

本人申請の場合は削除

~~委任状~~ 通

上記のとおり、登記の申請をします。

申請日 令和 ○年 ○月 ○日

申請人 本店 山梨県 大月市 ×× □□□□番地

変更後の所在地

商号 株式会社□□□

不要な項目は削除

~~代表取締役~~ 住所 山梨県 富士吉田市 **新屋○丁目** ○番 ○号

~~取締役~~

本人申請の場合は削除

氏名 **法務 太郎**



法務局に届出している印鑑

~~申請代理人~~ 住所

~~氏名~~

~~連絡先電話番号~~

甲府地方 法務局

御中

提出先の法務局名

※山梨県内の会社・法人の場合は、甲府地方法務局(本局)が管轄となります。

委任状の作成例

変更登記の申請を代理人が行う場合には、委任状が必要になりますので、下記の例を参考にして作成してください。（様式を記載した用紙などはありませんので、ご自分で手書き、もしくは、パソコン等で作成していただきますようお願いいたします。）

委 任 状

私は、山梨県富士吉田市××丁目×番×号 富士 花子に
下記のことを委任します。

変更登記の
事由を記載

記

令和××年××月××日 住居表示の実施に伴う本店の変
更登記を管轄法務局へ代理して申請する一切の権限

以上

令和○年○月○日

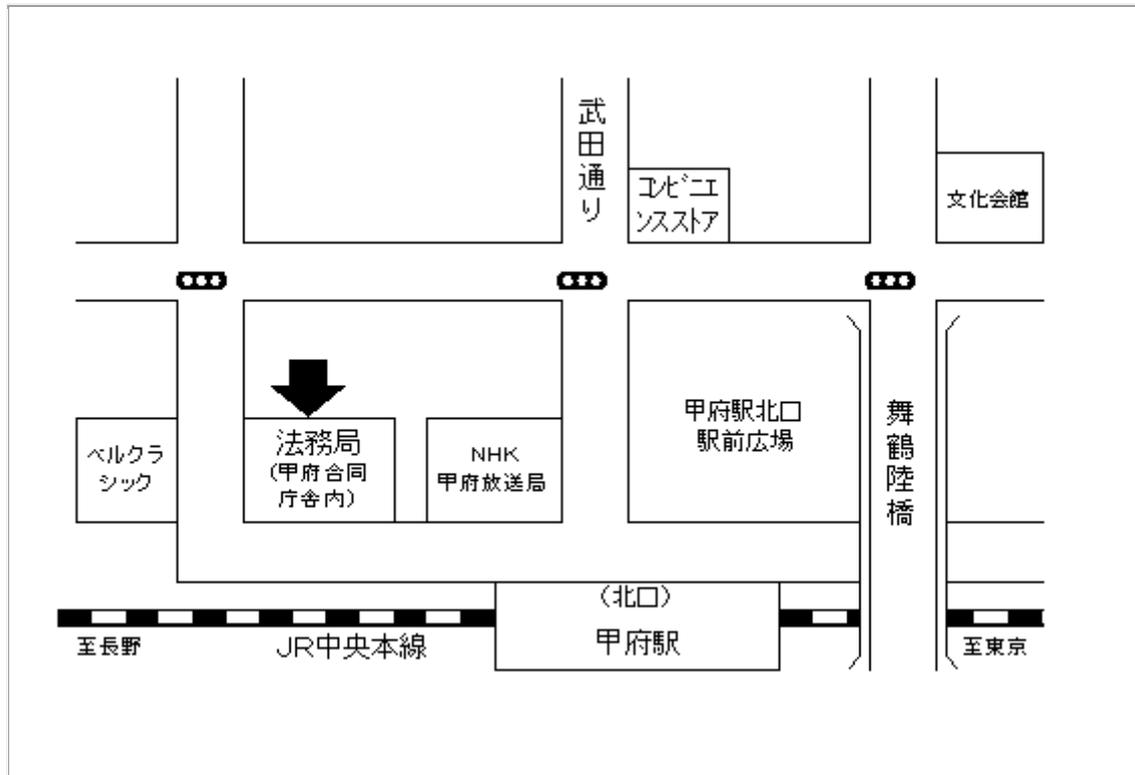
委任状の作成日を記載

山梨県富士吉田市新屋○丁目○番○号
株式会社 ○○○
代表取締役 法務 太郎

印

法務局に届出
してある印鑑

甲府地方法務局本局位置図



〒400-8520

甲府市丸の内一丁目1番18号

甲府合同庁舎6階

甲府地方法務局 登記部門

商業法人登記係

TEL 055-252-7151

富士吉田市役所 市民課住居表示担当

電話0555-22-1111（内線158・633）

〒403-8601 富士吉田市下吉田六丁目1番1号